

岩手県告示第418号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成30年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 槻本

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
一関市	赤荻	久保宿	26番 74番 74番地先道路敷 67番1 66番	標柱1号 標柱2号及び3号 標柱4号及び5号 標柱8号 標柱9号
		上台	46番1 53番1	標柱6号 標柱7号